

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月22日（令和6年（行情）諮問第174号及び同第175号）

答申日：令和7年7月18日（令和7年度（行情）答申第189号及び同第190号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる5文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年3月6日付け防官文第2785号、同年6月5日付け防官文第8850号、平成30年10月1日付け防官文第15550号及び同年12月11日付け防官文第19176号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書（原処分1に係るもの。諮問第174号）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの。諮問第174号）

上記（1）と同旨。

（3）審査請求書3（原処分3に係るもの。諮問第175号）

不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその決定の事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

（４）審査請求書４（原処分３に係るもの。諮問第１７５号）

ア 電磁的記録の有無についても開示決定等を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定では電磁的記録を特定していないので、その有無についても開示決定等を求めるものである。

イ 改めて原本の特定を求める。

交付された複写はモノクロであるが、原本はカラーと思われるので、改めて原本の特定を求めるものである。

（５）審査請求書５（原処分４に係るもの。諮問第１７５号）

ア 上記（１）アと同旨。

イ 上記（３）と同旨。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

（１）原処分１及び原処分２について（諮問第１７４号）

本件開示請求は、「『飛行と安全』２０１６年１０～１２月号＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書１」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の１に掲げる文書１ないし文書３（以下、併せて「本件対象文書１」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成２９年３月６日付け防官文第２７８５号により本件対象文書１のうち、文書１の表紙、目次及び４枚目から８枚目まで、文書２の表紙、目次及び４枚目から８枚目まで並びに文書３の表紙、目次及び４枚目から８枚目までを特定し、法５条１号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、同年６月５日付け防官文第８８５０号により、文書１の表紙、目次及び４枚目から８枚目までを除く部分、文書２の表紙、目次及び４枚目から８枚目までを除く部分並びに文書３の表紙、目次及び４枚目から８枚目までを除く部分

を特定し、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年10か月及び約6年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）原処分3及び原処分4について（諮問第175号）

本件開示請求は、「『飛行と安全』2018年5～6月号。」（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書4及び文書5（以下、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年10月1日付け防官文第15550号により、本件対象文書2のうち、文書4の1枚目から3枚目まで及び文書5の1枚目から3枚目までを特定し、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、同年12月11日付け防官文第19176号により、文書4の1枚目から3枚目までを除く部分及び文書5の1枚目から3枚目までを除く部分を特定し、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3及び原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年3か月、約5年2か月及び約5年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書の「飛行と安全」は、航空自衛隊航空安全管理隊が作成しており、同隊では原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び同隊が作成した表紙の題字の電磁的記録をパソコンで一旦保存した後、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、パソコン内のデータを記録した可搬型記憶媒体（MO）を貸与し、これを基に編集、印刷、製

本された冊子を当該業者に納品させており、電磁的記録では受領していない。

また、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び業者に貸与した可搬型記憶媒体（MO）に保存した電磁的記録は、製本された冊子が納品された時点で不用となることから、印刷業者から返却後速やかに廃棄している。

以上のとおり、同隊では本件対象文書を冊子（紙）で管理しており、電磁的記録は保有しておらず、また、原処分に当たっては、確実に期すために同隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の検索を行い、電磁的記録を保有していないことを確認した。

3 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした

4 審査請求人の主張について

（1）原処分1及び原処分2について（諮問第174号）

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記3のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ 審査請求人は、「本来の電磁的記録についても特定を求める」としているが、上記2のとおり、本件対象文書1は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

ウ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

（2）原処分3及び原処分4について（諮問第175号）

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在すると思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 審査請求人は、「電磁的記録の有無についても開示決定等を求める」としているが、上記2のとおり、本件対象文書2は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

ウ 審査請求人は、「改めて原本の特定を求める」としているが、本件対象文書2のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

エ 上記４（１）アと同旨。ただし、「原処分１及び原処分２」とあるのを「原処分３及び原処分４」と、「本件対象文書１」とあるのを「本件対象文書２」と読み替える。

オ 上記４（１）ウと同旨。ただし、「原処分１及び原処分２」とあるのを「原処分３及び原処分４」と読み替える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年２月２２日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１７４号及び同第１７５号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年３月８日 審議（同上）
- ④ 令和７年６月１１日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年７月１４日 令和６年（行情）諮問第１７４号及び同第１７５号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号及び３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和６年（行情）諮問第１７５号において、諮問庁は原処分３に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２ 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）法５条１号該当性について

ア 別表の番号１に掲げる不開示部分は、自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指

す。)等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、事故事例カレンダーに記載された事故の発生年、発生原因、損傷状況等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分の記載だけでは特定の個人を識別することはできないが、事故にあった自衛隊員の情報であり、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、法5条1号後段に規定する情報に該当する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、事故事例については公表の慣行はなく、ウェブサイト等の広報資料でも公表されていないと説明する。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、法5条1号ただし書イに該当しないと認められ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号3に掲げる不開示部分には、自衛隊の装備品の性能及び運用に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号4、5及び6に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用及び編成に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領、練度及び態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年10か月及び約6年6か月並びに約5年3か月、約5年2か月及び約5年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

- 1 本件対象文書1（令和6年（行情）諮問第174号）
文書1 飛行と安全 2016年10月号（No. 721）
文書2 飛行と安全 2016年11月号（No. 722）
文書3 飛行と安全 2016年12月号（No. 723）

- 2 本件対象文書2（令和6年（行情）諮問第175号）
文書4 飛行と安全 2018年5月号（No. 740）
文書5 飛行と安全 2018年6月号（No. 741）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	本文 5 枚目ないし 8 枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	本文 4 枚目ないし 7 枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 3	本文 4 枚目、6 枚目及び 7 枚目までの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	
	文書 1	巻末の写真の顔部分（法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	本文 3 9 ページ及び巻末の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。以下同じ。）	
	文書 3	本文 5 9 ページの写真の顔部分	
	文書 4	3 枚目ないし 7 枚目、3 9 ページ、4 0 ページ、6 8 枚目及び 6 9 枚目の写真の顔部分（法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 5	2 枚目ないし 5 枚目、3 2 ページ、3 9 ページ、4 0 ページ、6 5 ページ及び 6 6 ページの写真の顔部分（法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	
2	文書 3	本文 7 枚目の「事故事例をカレンダーで掲示」の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別する

			ことはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	本文１５ページの一部	航空自衛隊の装備品の性能及び運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
4	文書 2	本文３５ページの一部	自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
5	文書 3	本文４２ページ及び４４ページのそれぞれ一部	航空自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の

			任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
6	文書 4	3 2 ページの一部	自衛隊の組織、編成に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書 5	3 7 ページの一部	

※当審査会事務局において整理した。